

VII 死亡に関すること

Q1 年金受給者が亡くなりました。手続きはどのように行うのですか？

A1

至急、当基金業務部 (tel:03-5159-7510)までご連絡ください。

年金の支払い状況や請求者の続柄等を確認し、必要な死亡届等を送付いたしますので、必要書類を添えてご提出ください。

なお、ご連絡いただいた際、次のことをお伺いします。

1. 亡くなった方のお名前
2. 亡くなった日
3. 当基金の年金証書番号、または加入員番号
4. 遺族のお名前と続柄
5. 電話番号
6. 死亡届等の送付先住所

Q2 信用金庫年金の年金には遺族年金制度がありますか？

A2

当基金には遺族年金制度はありません。

厚生年金保険には、老齢年金、障害年金、遺族年金の3種類の給付がありますが、このうち当基金は老齢厚生年金のみを国から預かり基本年金として運営(代行)しています。このため、当基金に加入していた方が亡くなった場合、他の方々と同水準の遺族厚生年金が国から支給されます。